# 電子請求のご案内

2024/11/11作成 健康福祉局保険年金課

## 目次

1. 電子請求とは P2~3

2. 導入した医療機関の声 P4

3. 導入に必要なもの P5

4. 導入の流れ P6~8

5. よくある質問 P9~11

# 電子請求とは

- ◆ 特定健診の結果を電子データとして作成し、提出する方法です。
- ◆ データ提出方法は、以下2つのいずれかです。

### オンライン 請求

- ・端末上でいつでも請求データを送信可能
- ・回線と電子証明書が必要
  - → <u>レセプトをオンライン請求している場合</u>、その回線・電子証明書を使用できます。 初めてオンライン請求する場合の手続きは、「よくある質問」をご覧ください。

# 電子媒体請求

- ・請求データをCD-R等に入れ、実施月の翌月5日までに提出
- ・回線と電子証明書は不要

# 電子請求とは

◆ 電子請求と紙請求の比較

	紙請求	電子請求
健診単価	契約金額(健診実施方法により異なる)	約400円UP
支払までの期間	3か月程度	2か月程度
受診者情報	毎年記入が必要	2年目以降:入力不要
特定保健指導・メタボリック シンドローム判定	基準を見ながら担当者が判定	自動判定
受診者に渡す健診結果	手書きの用紙	印字された用紙 (過去3年分の出力が可能)

# 導入した医療機関の声

電子請求を導入した医療機関(6箇所)に伺いました。

#### Q. おおよその作業時間は?

1時間30分~3時間程度

#### Q. 電子請求に変更したメリット・デメリットは?

- 健診結果が綺麗にプリントアウトできる。
- 時間に余裕がある時に少しずつ入力処理ができる。
- いつでも請求できる。(オンライン請求の場合)
- × 慣れるまで少し時間がかかる。

# 導入に必要なもの

## ◆ 準備するもの

- ・インストールマニュアル(各提供ソフト元を参照)
- ・健診機関番号のわかるもの
- ・健診単価のわかるもの

## ◆ 必要な環境

- ・端末
- ・インターネット環境
- ・メールアドレス

# 導入の流れ

Step1 特定健診ソフトのインストール



届出~CD受領まで 最大1か月程度

Step3 支払基金へ届出・セットアップCDのインストール 次ページをご覧ください。

# よくある質問

#### Q1. 電子請求にすると、紙の診査票による請求は不要ですか?

不要です。

※ 横浜市に請求方法変更の連絡をした後でも、紙による請求は可能です。

### Q2. 後期高齢者の健康診査や、被用者保険の健診も まとめて電子化しなければならないのですか?

変更届の対象は、原則、特定健診と被用者保険の健診の両方のため、まとめて電子化する必要があります。

(参考)後期高齢者の健康診査:今のところ、電子請求はできません。 被用者保険の健診:電子請求に変更する場合は、医師会へ届出が必要です。

# よくある質問

#### Q3. 横浜市国保特定健診の請求で標準的な設定と 異なる点はありますか。

- ①区毎に保険者番号がありますので、最大18区の保険者情報の登録が必要です。 <u>各区保険者一覧</u> をご参照ください。
- ②必須項目として横浜市独自追加項目があるため、請求区分は<u>「3:基本的な健診+追加健診項目」または</u> <u>「4:基本的な健診+詳細な健診+追加健診項目」</u>となります。

血清クレアチニン、血清尿酸、尿潜血、eGFRが横浜市独自追加項目です。

横浜市独自追加項目の単価は基本健診に含まれているため、単価設定においては、0円となります。

- ③毎年度、単価を通知していますので、単価の入力が必要です。
- ④「窓口負担」等の入力欄にある「人間ドッグ」の項目は該当しないため、入力不要です。
- ⑤問診項目(全22問)や健診項目の未実施による未入力は認められません。原則すべての入力が必要です。 横浜市国保の項目 を参照ください。

## よくある質問

#### Q4. 動作環境・セットアップ・初期設定・入力・印刷に関する問合せ

◆特定健診ソフト(無料)を導入する場合 特定健診・特定保健指導の電子化に関するHPの「よくある質問(FAQ)」を 参照ください。

<u>2 よくある質問 (FAQ) - 特定健診・特定保健指導の電子化に関するHP (mhlw.go.jp)</u>

「よくある質問(FAQ)」に記載のない場合は、「お問合せフォーム」がありますので、 次のフォームへ直接お問合せください。

お問合せフォーム - 特定健診・特定保健指導の電子化に関するHP (mhlw.go.jp)

◆特定健診ソフト(無料)以外のソフトを導入する場合 各ソフトメーカーが提供するマニュアル等を参照ください。